第明治三十五種郵便物認可

平成２５年（フ）第１８２５号
神奈川県横浜市緑区長津田６丁目21―19―304
債務者　出町　　勉
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８２６号
東京都中野区上高田４丁目40―８―103
債務者　猪　　大志
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２４５号
横浜市瀬谷区下瀬谷２丁目12番地16　富士見ハイツ104
債務者　佐藤みどり（旧姓吉村）
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２４６号
横浜市港南区上永谷２丁目２番16号
債務者　齋藤　一広
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２４８号
横浜市戸塚区平戸２丁目７番18号
債務者　笹井　亮治
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２５１号
神奈川県大和市福田２丁目30番地19　デュークガーデン福田104号、住民票上の住所神奈川県大和市福田２丁目30番地19　デュークガーデン福田103号
債務者　木下　信行
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２５２号
神奈川県藤沢市湘南台１丁目９番地の６　Ｉビル305号室
債務者　黒岩　眞榮
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２９号
北海道旭川市亀吉３条３丁目２番１号　ハイムドルチェＢ201号室
債務者　木村かおり
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月15日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３０号
北海道旭川市豊岡６条７丁目９番14号
債務者　桑田　康雄
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月15日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３３号
北海道旭川市旭町１条５丁目2593番地　和光荘２Ｆ
債務者　遠藤美智代
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月15日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３６号
北海道旭川市東光７条６丁目３番６号
債務者　高橋　順子（旧姓八代）
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月15日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９７３号
神奈川県大和市下鶴間1784番地28　メゾンスリーM103号
債務者　土田　麻未（旧姓小池）
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８３号
静岡市葵区新伝馬１丁目２番36―203号、旧住所静岡市葵区桜町１丁目５番５号
債務者　加藤　好美
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５６８号
岡山市中区関411番地　コスモハイツ関512号室
債務者　大角　久夫
1　決定年月日時　平成25年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６９１号
岡山市北区上中野１丁目19番13号　レオパレスパークハイム204号
債務者　吉松　麻裕
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部